

財務大臣 殿

(地 方 公 共 団 体 名)

(代表者の職 氏 名 印)

財政融資資金普通地方長期資金等借入金利設定（変更）申込書

財政融資資金の借入れに際しては、下記条件により借り入れることを申し込みます。

記

借入金の金利方式の選択	付表より事業名毎に金利方式を選択
適用開始年度	「何」年度以降に貸付予定額の決定を受けた資金の借入れから適用

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 本申込書は、地方公共団体毎に提出するものとする。
- 3 金利設定を新規に申し込んだ翌年度以降は、金利方式に変更が生じない限り提出を要しない。
- 4 本申込書の提出に際しては、表題を新規申込み又は変更申込みに応じ、修正すること。

付表

事業毎の金利選択一覧

事業名	借入金の金利方式の選択				
	固定金利方式	利率見直し方式			
		5年毎	10年毎	15年毎	20年後
I 一般会計債					
1 公共事業等					
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業					
3 公営住宅建設事業					
4 災害復旧事業					
5 学校教育施設等					
6 一般廃棄物処理					
7 一般補助施設等					
(うち、特別転貸債 (下段に転貸先を記入し選択))					
8 防災対策					
9 辺地対策					
10 過疎対策					
II 公営企業債					
1 水道事業(上水道事業)					
2 水道事業(簡易水道事業)					
3 交通事業(都市高速鉄道事業)					
4 交通事業(一般交通事業)					
5 港湾整備事業					
6 病院事業					
7 下水道事業					
III 臨時財政対策債					
IV 再生振替特例債					

備考

- 金利方式の選択に当たっては、借入れを予定していない場合であっても、全事業について選択すること。ただし、都道府県における辺地対策事業のように、明らかに実施しない事業については、金利選択欄に「該当なし」と記入すること。
- 「借入金の金利方式の選択」欄中、「固定金利方式」及び「利率見直し方式」は、次の金利方式をいう。
  - 固定金利方式 貸付けの約定期間中、貸付金利が一定である貸付け(別紙第18号書式(甲)が用いられる貸付け)に係る金利方式
  - 利率見直し方式 貸付けの約定期間中、貸付金利を見直すことが予定されている貸付け(別紙第18号書式(乙)が用いられる貸付け)に係る金利方式
- 「借入金の金利方式の選択」欄は、地方公共団体が希望する金利方式に○印を記入すること。
- 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債の金利方式は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる事業の金利方式とする。